

第5回大月市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年5月25日(水) 午後14時00分～午後14時50分

2 開催場所 大月市民会館4階視聴覚室

3 出席委員

1番 米山 義一 2番 西村 恒男 3番 山崎 公江 4番 小宮 広督

5番 須藤 時夫 6番 佐藤 孝義 7番 山田 政文 8番 鈴木 明雄

9番 欠 席 10番 安藤 睦美 11番 平山 正幸 12番 清水 秀幸

13番 矢頭 恵造 14番 久嶋 昇

欠席者 9番 原 泉委員

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案第9号 農地法3条第1項の規定による許可申請に対し許可を求め
る件

議案第10号 農地法4条第1項の規定による許可申請に対し意見を求め
る件

議案第11号 農地法5条第1項の規定による許可申請に対し意見を求め
る件

議案第12号 競売買受適格証明申請に対し意見を求める件

日程第3 報告第6号 農用地利用配分計画の再分配の報告

報告第7号 農用地利用配分計画の再分配の合意解約について報告

報告第8号 転用確認証明交付に関する報告

日程第4 その他

5 農業委員会事務局職員

事務局長 志村 隆夫 主査 竹下 仁 会計年度職員 岡部 啓三

6 会議の概要

事務局 それでは互礼を行います。ご起立ください。相互に礼。ご着席くださ

い。

ただいまより、令和4年第5回農業委員会総会を開催いたします。

会長挨拶。米山会長よろしく申し上げます。

会 長 皆さんこんにちは、今日は一寸暑いですが、この処暖かく晴天の日が続いていますので、皆さん農作業もスムーズに捗っているのではないかと思います。

5月に入りまして各地域で田植えも始まりました。それに野菜の苗の植え付けやその後の手入れや、勢いを増す畑の草、その草取りや草刈りと、その他色々と農作業が大変忙しいこの時期であります。本日令和4年第5回の大月市農業委員会委員総会にご出席頂きまして誠にありがとうございます。

本日は総会の後に、推進委員の皆様との合同の研修があります。今までの農地法の一部見直しで農業に関する施策に大きな転機になるのではないかと思います。

大切な研修会が予定されておりますので、その節はよろしくお願い致します。

さて、本日の案件につきましては、農地法第3条案件が3件、第4条案件、第5条案件の申請がそれぞれ1件となっております。

更に競売買受適格証明の申請に対し意見を求める件となっておりますので、いつものように円滑な議事進行にご協力をお願い申し上げます。あいさつとさせていただきます。

事務局 続きまして、開会宣告。会長申し上げます。

会 長 令和4年第5回大月市農業委員総会を始めます。本日は、原委員が欠席ですが、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を超えておりますので、本日の会議の成立を宣言いたします。

事務局 続きまして、議長選出。大月市農業委員会会議規則第3条に基づき議長を会長にお願い致します。

議 長 規則に従い議長を務めさせていただきます。着席のまま議事を進めさせていただきます。なお、会議中の発言は全て挙手のうえ、指名を受けてから発言をお願い致します。議事の円滑な進行にご協力をお願いいた

さんの配偶者で、直ぐ近くに住んでおります。夫婦で年間 200 日以上は就農できると言う見込みです。

以上ですが、ご審議をお願いします。

議長 続いて地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願い致します。
地区担当の久嶋昇委員をお願いします。

久嶋委員 梁川地区担当の久嶋です。5月16日会長及び事務局と現地調査を行いました。

内容は先程、事務局より説明があったとおりです。

いずれも〇〇〇〇さんが貸借と言う事で、〇〇〇〇さんから4筆、〇〇㎡、〇〇〇〇さんから〇〇㎡、農業経営の確立と言う事で、作物は大豆・麦と言う事で4ページ・5ページ・6ページの写真のとおりとなっております。

目的は、味噌・醤油の販売と言う事で、これは教室みたいな事を開き、そこで品物が売れるかなど、言うような考えのようです。

なんの問題は無いと思いますが、ご審議よろしくお願い致します。

議長 事務局と担当委員の説明が終わりました。

只今の説明について質疑のある方は挙手願います。

平山委員。

平山委員 期間借地と言うような事のように、期間は何年位ですか。

事務局 とりあえず3年と言う事です。

議長 外に何かございますか。

質疑が無いようですので、採決致します。

只今の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

全員賛成ですので、許可と決定致します。

議長 続きまして、申請番号3について、事務局に説明を求めます。

事務局 申請番号3について説明します。

7ページの地図と8・9・10ページの写真をご覧ください。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番外〇筆、地目は田で面積は〇〇㎡になります。

譲渡人は〇〇〇〇外〇名の兄弟〇名の共有農地になります。

譲受人は〇〇〇〇でありまして、売買になります。

場所は、〇〇〇〇〇〇〇〇の南東側になります。〇〇の地番がありますが、〇筆とも近くに有ります。

所有地も地図の方に印がしてありますので、〇〇さんの持っている土地の近くを買い求めると言う形になります。

申請目的は、農業経営の拡大です。土地の共有者である譲渡人の〇名は、いずれも〇〇と〇〇と言う事で、県外在住であり更に皆さん 80 歳位の高齢になったために、土地の所有を親戚に当たる地元在住の〇〇〇〇さんに託したいという申請になります。

8・9 ページ写真にあるよう既に耕作しており、耕作可能かと思えます。

なお、譲受人の〇〇〇〇さんですけど、近所の土地などに 1ha 以上の耕作をしていると言う事で、10 ページに現況が有りますが、十分な耕作をしています。

以上、ご審議お願いします。

議 長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明ですが、今回は〇〇地区と〇〇地区に係っておりますが、〇〇に〇筆ありますので私が併せて担当させていただきます。

米山委員 16 日に事務局と現地を調査に行きました。7 ページの地図にありますように、〇〇〇〇と言う大きな会社の裏側の丁度、軽トラが入る農道が有りまして、全体が〇〇だとずっと私は思っておりましたが、農業委員になりまして、〇〇番地と〇〇番地にまたいでおりました。

私、〇〇番地だけを利用状況調査で調べておりましたが、今回隣り合わせの〇〇番地の〇〇と言う字になっておりますが、〇〇地区は〇〇という同じ〇が付いておりまして、昔どうだったか知りませんが、完全に川沿いで水が来て昔から田圃をしていました。

〇〇〇〇さんに対しては先程事務局から説明が有りましたとおり、田畑を耕作したり綺麗にしており、〇〇さんとは農済の役員として一緒に働いており、非常にやる気のある方で有りますので、現在自分が耕作している自分の土地に加えて、現在も田圃に水を入れて今年も既に田植えが始まっておりますが、トラクターを入れたり、直ぐにも田植えが出来

その後、昭和〇〇年に私が土地及び建物を相続しましたが、私も〇〇の家を出て生活していた事と宅地の課税を受けていたため、倉庫が有る土地が農地である事にずっと気付かずにおりました。

この度、その土地が農地である事が判明し、この状態を是正したいと思い申請致しました。

本来ならば、相続をした時にこの事に気付いていれば、もっと早くに是正出来たと思い反省しております。

今後は、十分注意して参りたいと思いますので寛大な措置をお願い致します。」

と言う事で始末書が出ております。

なお、宅地部分は〇〇〇〇㎡と言う事で、併せても〇〇㎡位と言う事になります。

以上ご審議をお願い致します。

議長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
地区担当の鈴木明雄委員をお願いします。

鈴木委員 猿橋町担当の鈴木です。この地区は〇〇〇〇と言う地名になっておりますが、一般的には〇〇と言う場所でございます。

現在は誰も住んでおりません。 2・3年前に〇〇さんが亡くなりまして、こういうことになったのではないかと思います。私も5月16日に立ち合いの時にちょっと遅れまして、後から行って確認致しましたけど、〇〇年近く倉庫として建っていて、今は住んでいない状況です。元々ある建物ですので皆さんご審議をよろしくお願い致します。

議長 事務局と担当委員の説明が終わりました。
只今の説明について質疑のある方は挙手願います。
質疑が無いようですから、採決致します。
賛成の方は挙手をお願い致します。
全員賛成ですので、許可相当と決定致します。

議案第11号

議長 続きまして議案第11号、農地法5条の規定による許可申請に対し意見

この度、〇〇〇〇〇〇〇〇〇全体、全部で〇〇筆、面積にすると〇〇〇㎡という大変広い敷地になりますが、その〇〇〇〇〇〇〇〇〇が、この度建物を含めて競売に出される事になりました。

そのうち農地が〇筆有ると言う事で今回計画が出された訳です。

この計画は、都内にある不動産業者が申請してきまして、競売で落札された場合、キャンプ場としてここを利用したいと言う計画で、競売に参加したいと言う申請です。

計画では、〇〇〇の建物は集会場とし、周囲にテント 10 基程を常設しキャンプ場を作りたいと言う事です。

ここで審議頂きまして、その結果を県の方で許可が出たら競売に参加して、競売でもし落札できたら、もう一回この形で 5 条の申請が出されます。

今の計画は仮の計画になるのですが、この計画で申請が出されておりますので、ご審議をよろしくお願い致します。

議長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
地区担当の久嶋昇委員をお願いします。

久嶋委員 5月16日会長・事務局と現地確認を行いました。
内容は、先程事務局より説明が有ったとおりでございます。
令和4年7月7日から同年7月14日までの間に競売が行われます。
取れたらと言う事でキャンプ場として使用したいと言う事のようにございます。

隣接耕作者の同意書も添付されております。

ご審議の程宜しくお願い致します。

議長 事務局と担当委員の説明が終わりました。
只今の説明について質疑のある方は挙手願います。

山田委員 この物件は大分前から、金融機関の抵当物件として入っている事は知っていました。

ようやく競売になるのだと言う事で聞いていましたけど、もう一度確認なのですが、5条の1項の規定ということですが、これは農地法の5条か農地法5条以外か、もう一度教えて下さい。

事務局 これは今まだ出てくる 5 条と今までやってきた 5 条と変わらない 5 条です。

要はキャンプ場にすると言う計画が妥当だったらここで、買受適格証明が出せるということになります。3 条の場合は面積要件など関係してきます。

山田委員 ○○○○○は○○か○○か分からないですけど、どちらの方ですか。

事務局 電話は直接受けましたが、行政書士が持ってきたので、直接、私は会っていません。電話で受けた範囲では○○○の方だと思いますけど、名前からして。

不動産関係でキャンプ場をしないと。ここの処キャンプ場をしないと。言う問い合わせが少し多くなりつつあります。これは初めて出て来たと思います。あそこの広い土地にテントを 10 基と言う事ですので、それなりのバンガローみたいなそういうものを建てて、あそこを利用したいと言う計画になるかと思えます。

駐車場を含めれば、面積的にはこれ位の面積を必要とすると言うふうに計画ではなっています。

山田委員 今、この○○と言う会社が資格申請なので、この 1 社しか出ていないと言う事は、他の人はこの資格を取得しなければいけないが 1 件しかないのですか。

事務局 これは 5 条なので、5 条の場合は県の方の許可になるので少し時間がかかります。ここで許可が出ると 7 月の競売に間に合うのですけども、実はまだはっきり言ってないのですけども、6 月に先程 3 条で出て来た○○○○さんが 3 条で資格を得ましたので、ここで 3 条の許可を渡せば 6 月に買受適格を取得したいという、前もっての話はあります。

ですので、○○と○○さんが競売に参加する予定です。

山田委員 そうするとまた、資格申請が出ると言う事。

事務局 6 月に出したと言うふうに言われています。

ですので、今の処 2 人の競争と言う事になるかと思えます。

議長 他に何か。質問が有りましたら。

西村委員 記憶は定かでないですけど、○○の○○○○を競売で取った会社でな

いかと思うのですが、違いますかね。

事務局
議長

初めて出て来たと思います。

他に何かご質問ご意見有りましたらお願いします。

質疑が無いようですから、採決致します。

賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、許可相当と決定致します。

日程第3 報告事項

議長

日程第3、報告事項を議題とします。

報告について、事務局に報告を求めます。

事務局

報告6号・7号についてまとめて報告というか説明したいと思います。

以前から言われておりますが、〇〇〇なる地区で中間管理機構を通じ農地を借りて、〇〇〇を栽培している〇〇〇〇〇〇について、期待するような耕作をしていないと言う事で、農地を別の人に貸す話が進んでいます。最初借りた農地が〇haで、やり切れていないということで県の方の指導がありました。徐々に別の借り手に貸し付けると言う事を今進めつつあります。

その中で、報告第6号の方ですけど、〇〇の〇〇〇〇〇については〇〇〇〇〇〇さんと言う方に貸し先を変えと言う事で中間管理機構から報告がありました。

報告と言う形で皆さんに知らせて頂ければ結構と言うようですので、1筆〇〇〇〇さんに貸し付けると言う事でした。

それから7号については、もう所有者が耕作をしないなら返して欲しいとの話があり、所有者に合意解約というかたちで土地を返すというこの報告がありました。

こちらについては中間管理機構も承諾していると言う事で、報告する事になりますけどご質問があれば受けたいと思います。

議長

只今の事務局からの報告に対し何かご質問ご意見が有りますか。

鈴木委員

今事務局の説明の中で、〇〇〇〇〇〇〇〇さんですね、〇〇〇を作っていたあそこの土地を返すと言うお話なのですが、どの程度、全部返すのか、何パーセント返すのかどうでしょうか。

事務局からございますか。

事務局 (諸連絡)

議長 この件について、質問等ございますか。

無いようですから、本日の日程は全て終了致しました。

議事進行にご協力ありがとうございました。

最後に職務代理に閉会をお願い致します。

職務代理 それでは、これをもちまして令和4年第5回大月市農業委員会総会を閉会いたします。どうもご苦勞様でした。

以上は、この会議の概要を記録したものである。